

第4章 施策の展開

基本目標 1

ともに支え合うことのできる地域づくり

現 状

障がい者の社会参加や市民の障がいに対する理解の促進を図るため、毎年12月の障害者週間にあわせ、「障がい者1日サロン」や「障がい者児文化作品展」を開催しています。障がいがある人と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する団体等に対する補助を行っています。

市民のボランティア活動の拠点としてボランティア活動センターを設置し、ボランティアの確保と養成に努めています。

障がい者支援に関わる地域の関係機関等の連携強化や社会資源の開発、改善に関する協議を行う場として、障がい者自立支援協議会を設置しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、まちのバリアフリー化を進めています。

バスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、バス事業者に対して、ノンステップバスの導入支援を行っています。

課 題

障がい者に対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。

障がい者に対する不安感と障がい者と接する機会や経験の程度との間には、一定の相関関係が推定されることから、相互の交流を促す取り組みを一層進めていく必要があります。

公の制度だけではとらえきれない、日常生活の困りごとなどを支援するために、障がい者支援の担い手を確保していく必要があります。

すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるため、施設や交通機関等のバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。

重点施策：地域における交流と支え合いの推進

差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を実現していくためには、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいとともに高め合うことができる地域づくりが必要です。

そのため、障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

施策内容

〔11201〕「交流スペース」に対する運営支援

地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。

〔11303〕障がい者自立支援協議会の運営

障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。

市民の声

（アンケートやワークショップでのご意見から）

障がい者への理解を深めるために、相互に交流する場を増やしてほしい。

1人で生活することは困難で、見守ってくれる人が身近にいてほしい。支援の輪があり、何かあればすぐに対応してもらえるシステムを作ってほしい。支援者間で普段から情報共有していれば、いざという時に対応してもらえる。

地域の見守りの中で安心して生活ができるようになってほしい。

継続的に支援できるよう、ボランティアの育成に取り組む必要がある。

近所の障がい者と交流があり、話も通じて楽しい付き合いをしている。

家族が聴覚障がい者で、ボランティア活動に参加しているが、物足りなさを感じている。

障がい者にも一般人と同様に楽しめる催しものがないだろうか。

1. 共生のまちづくりの推進

(1) 啓発活動の推進

施策の方向

障がいに関する正しい知識を普及させるため、啓発パンフレットやホームページのほか、講演会や出前講座などさまざまな情報発信手段を用いて、各種啓発活動を推進します。

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを進めるため、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業を充実させ、障がい者に対する理解が深まるよう努めます。

平成28年度より施行された障害者差別解消法の趣旨等について、民間事業者への周知に努めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔11101〕 地域住民等への啓発活動	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する正しい知識の普及や、障がい者に対する理解を深めるため、さまざまな機会を通じ啓発に努める。	障害福祉課
〔11102〕 障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施する。	障害福祉課
〔11103〕 精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図る。	障害福祉課
〔11104〕 障害者差別解消法に関する民間事業者への周知	障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。	人権推進課 障害福祉課

(2) 地域における障がい者と住民との交流促進

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、「交流スペース」の運営を支援します。

地域コミュニティとの交流など相互の交流の機会を創出、拡大する取り組みを支援することにより、ともに支え合うことのできる関係づくりを推進していきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔11201〕 「交流スペース」 に対する運営支援 (再掲)	地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。	障害福祉課
〔11202〕 障がい者と住民と の交流促進の取り 組みに対する支援	障がい者と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援する。	障害福祉課

(3) 担い手の育成とネットワーク化

施策の方向

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者団体の行う事業に対する補助を引き続き行います。

社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターに対する支援を通じて、福祉分野に携わる人材の発掘や支援の担い手の確保、育成に取り組んでいきます。

障がい者団体や事業者、関係機関などで構成する障がい者自立支援協議会に、分野別の専門部会を設置し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めていきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔11301〕 障がい者団体が行う事業への補助	障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、身体障害児者父母の会、手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会に対して、運営費や活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。	障害福祉課
〔11302〕 ボランティア活動センターへの支援	市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談、あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発や育成等の事業を実施するボランティア活動センターに対し支援を行う。また、ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。	地域福祉課
〔11303〕 障がい者自立支援協議会の運営 (再掲)	障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。	障害福祉課

2.暮らしやすい生活環境の整備

(1)福祉のまちづくりの推進

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが活動しやすい都市環境を整備するため、地域住民の理解と協力を得ながら、バリアフリーを促進する重点整備地区基本構想の実現に努めます。

鉄道駅周辺や道路、公園、公共的施設など人の集まる場所を中心とした環境整備及び福祉のまちづくり条例やバリアフリー法に基づく建築物への指導や助言を行い、まちのバリアフリー化を進めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔12101〕 公共施設、道路、 公園等のバリアフ リー化の推進	バリアフリー法(バリアフリー重点整備地区基本構想【第1期・第2期基本構想】を含む)及び県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が使 いやすく、誰もが安心して利用できる公共施設、道路、 公園、交通安全施設などのバリアフリー化を推進す る。	公共施設 マネジメント課 公園緑地課 道路整備課
〔12102〕 福祉のまちづくり 条例に基づく指 導、助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、対象 となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよ う、建築主等に対し指導、助言を行う。	建築指導課

(2) 移動・交通対策の推進

施策の方向

迷惑駐車、迷惑駐輪等の防止と啓発、交通安全施設の整備による安全な移動や交通の確保により、誰もが安全に移動できる環境の整備を進めます。

障がい者などが積極的に社会参加できるよう、ノンステップバスの導入をさらに促進していきます。

障がい者等を対象とした自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、市役所内駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成など、移動に関する経済的負担の軽減策を引き続き実施します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔12201〕 迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車等の防止と啓発、取り締まりの強化を図る。	交通政策課
〔12202〕 自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去	川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道及び路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車場を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。	交通政策課
〔12203〕 自動車改造費及び運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成する。	障害福祉課
〔12204〕 ノンステップバスの導入支援	高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について支援する。	交通政策課
〔12205〕 タクシー料金の助成	一定の要件を満たす重度障がい者等が、一般のタクシー又はリフト付き寝台タクシーを利用した場合、タクシー料金の助成を行う。	障害福祉課
〔12206〕 軽自動車税の減免	障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するものについて、軽自動車税を減免する。(1台に限る)	市民税課

施策	概要	担当所管
〔12207〕 市役所内駐車場使用料の減免	障害者手帳所持者が運転、同乗している自動車の駐車場使用料を免除する。	総務課
〔12208〕 「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及【新規】	高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加を目指す。	地域福祉課

（３）緊急通報体制の整備

施策の方向

緊急通報装置及び福祉ファクス利用者の情報は、災害受信時、即座に対応できるように継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。

緊急時の連絡方法として携帯電話のウェブ機能を活用するため、緊急連絡先のホームページアドレスを情報提供します。

避難行動要支援者リストや災害時における地域の役割など、災害時における障がい者の支援体制の整備を進めます。

知的障がい者（児）などが行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、個人情報等の事前登録制度の創設について、引き続き検討を進めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔12301〕 消防緊急通報指令システムの整備	障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。	消防本部 消防課
〔12302〕 緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病や事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。	消防本部 消防課 地域福祉課
〔12303〕 災害時への対応	障がい者など災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の支援策をあらかじめ検討するなど、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進める。	地域福祉課
〔12304〕 障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討	障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討する。	障害福祉課

基本目標 2

本人の意思を尊重した社会参加の促進

現 状

障がい者一人ひとりの就労に対する意向や能力に応じ、就労移行支援や就労継続支援等のサービスを支給しています。

「障がい児（者）地域生活・就業支援センター」に就労支援担当を配置し、ハローワーク等と連携を図りながら就労支援を行っています。

阪神地域の各機関が一体となり障がいのある人の「働きたい」を応援するため、「阪神地域障がい者就労促進大会」の開催に協力しています。

障がい者が生産する製品の販売機会拡大や障がい者の社会参加の促進を図るため、市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会（みんなの店）」に対する支援を行っています。

障がい者の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行っています。

成年後見支援センター“かけはし”を設置し、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行っています。

障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速な初期対応や継続的な支援を行っています。

課 題

就労移行支援や就労定着支援について、市内でのサービス提供体制を確保する必要があります。

一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場として、就労継続支援等に対する利用ニーズの増加に合わせ、サービスの提供体制を確保していく必要があります。

障がい者の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くため、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

「親亡き後」でも障がい者が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度のさらなる普及を図るとともに、長期間にわたり安定的に後見等の業務を行うことのできる法人後見を担うことのできる法人を市内に確保する必要があります。

障がいのある人が、一人の市民として、地域におけるさまざまな意思決定に参画することができるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要があります。

重点施策：障がい者の就労支援の強化

障がいのある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、阪神北地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議や阪神北圏域就労支援合同連絡会議などを通じ、関係機関との連携を一層進め、就労に向けた支援を行っていきます。

また、就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。

施策内容

〔21201〕就労継続支援事業の実施
一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。
〔21101〕就労移行支援事業の実施
一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。
〔21102〕就労定着支援事業の実施
就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行う。

市民の声（アンケートやワークショップでのご意見から）

18歳以上の障がい者が働いて日中過ごせる施設が川西には少ないと思う。障がい者が介助、サポートしてもらいながらもひとり暮らしができる町になってほしい。

障がいであることを隠さなくてもよい地域、社会になってほしい。

障がい者が身近にいない人にとっては、その本人や家族にどう接すればいいかわからないと思う。また障がいも程度は様々であるから、もっと理解してほしい。

成人期での地域の住まい方、働き方の選択肢を広げてほしい。

親亡き後のためにも、成年後見制度の充実をお願いしたい。

今暮らしている「グループホーム」で調理が手伝えるようになってほしい。町の「求人ポスター」でも障がい者を雇ってもらえるようになってほしい。70歳、80歳になっても働ける時代になってほしい。

(1) 一般就労の促進

施策の方向

就労移行支援の利用者数を増やし、一般就労への移行を促進します。

就労に伴う生活面の課題に対する相談、助言等の支援を行う就労定着支援事業を実施します。

障がい者の就労を促進するため、障がい児(者)地域生活・就業支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所などと連携しつつ、ジョブコーチ制度などの活用を促進し、障がい者雇用の拡大と職場への定着が円滑に行われるよう努めます。

知的障がい者や精神障がい者の公務職場での採用に向け、職域や勤務形態等について、関係課との調整を図り、検討を進めます。

市役所等で職場実習を実施するよう努めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔21101〕 就労移行支援事業の実施(再掲)	一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21102〕 就労定着支援事業の実施【新規】 (再掲)	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21103〕 障がい者雇用支援体制の整備	ハローワークをはじめ、兵庫障害者職業センター、阪神北障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する体制の整備を進める。	障害福祉課
〔21104〕 阪神友愛食品株式会社への出資	重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行う。	障害福祉課
〔21105〕 障がい者の職員採用	必要に応じ身体障がい者を対象とする採用試験を引き続き実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。	職員課
〔21106〕 市役所等での職場実習の実施	障がい者の職業能力向上への支援として、市役所や関係機関等で職場実習(体験)を実施するよう努める。	障害福祉課

(2) 福祉的就労の推進

施策の方向

引き続き、市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会(みんなの店)」に対する支援を行い、障がい者が生産する製品の販売機会の拡大や障がい者の社会参加の促進を図るとともに、障がい者に対する理解の促進に努めます。

市による、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大していきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔21201〕 就労継続支援事業 の実施(再掲)	一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21202〕 川西作業所の運営	主に身体障がい者を対象として、就労継続支援(B型)事業を実施する。	障害福祉課
〔21203〕 小戸作業所の運営	主に知的障がい者を対象として、生活介護事業及び就労継続支援(B型)事業を実施するとともに、地域活動支援センター事業を実施する。	障害福祉課
〔21204〕 地域活動支援センター事業等の実施	障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を委託又は補助により実施する。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行う。	障害福祉課
〔21205〕 自主製品販売促進 の支援	市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、集客施設等での販売場所の確保に必要な費用の一部を補助する。	障害福祉課
〔21206〕 障がい者就労施設 等からの物品等の 調達の推進	「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。	障害福祉課

2. 社会参加の促進

(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援

施策の方向

障がい者が自身で情報を取捨選択できるよう、点字広報や声の広報の発行、行政文書の点訳など行政情報等のバリアフリー化を進めます。また、点字図書や録音図書の貸し出しも行います。

障がい者の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行います。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔22101〕 点字及び声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報や、テープなどに録音した声の広報を発行する。	秘書広報課
〔22102〕 行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、行政文書の点訳を進める。	障害福祉課
〔22103〕 録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。	中央図書館
〔22104〕 情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器を設置する。	障害福祉課
〔22105〕 手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。	障害福祉課
〔22106〕 手話通訳者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するとともに、その養成に努める。	障害福祉課
〔22107〕 要約筆記者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣するとともに、その養成に努める。	障害福祉課
〔22108〕 書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。	中央図書館

施策	概要	担当所管
〔22109〕 補助犬貸付事業の 周知、啓発	兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援する。	障害福祉課

（２）選挙権の行使に係る配慮

施策の方向

障がい者の選挙権行使を促進するため、継続して障がい者が利用できる投票制度についての啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、２階以上の投票所への介助職員の配置など、障がい者が適切に選挙権を行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔22201〕 障がい者が利用できる投票制度の啓発	点字投票、代理投票及び郵送による不在者投票など障がい者が利用できる投票制度を、市ホームページ、広報誌等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。	選挙管理委員会事務局
〔22202〕 投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台などを配備する。また、投票所前に段差等がある場合は、仮設のスロープ等を設置するとともに、２階以上の投票所については介助のための職員を配置する。	選挙管理委員会事務局

（３）スポーツ・芸術文化活動の促進

施策の方向

各種イベントや講座の開催及び情報提供を通じ、障がい者がスポーツや文化芸術活動、生涯学習などに参加する機会を拡大し、障がい者の自己実現や地域住民との交流を促進します。

障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持、伸長するため、ライフステージに応じた学びを支援していきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔22301〕 障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツ教室の開催や、障害者団体連合会による「みんなの体育祭」に対する支援を行うとともに、国や県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。	障害福祉課 文化・観光・スポーツ課
〔22302〕 障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。	障害福祉課
〔22303〕 障がい者に対する学びの支援【新規】	障がい者が生涯にわたり教育や文化など、さまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努める。	文化・観光・スポーツ課 社会教育課

(4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

施策の方向

ピアカウンセリングなど障がい者の社会貢献活動への参画を支援し、障がい者が地域社会の一員としての役割を担い、社会的に自立し、地域の担い手として地域社会の活動に参加することを促進します。

社会を構成する一員として、各種行政施策の検討やまちづくり活動など、地域のあらゆる活動に障がい者が参画する機会を増やしていきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔22401〕 障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。	障害福祉課
〔22402〕 まちづくりへの参画促進【新規】	身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域のさまざまな活動への参画の機会を拡大するよう努める。	参画協働課

3 . 権利擁護の推進

施策の方向

判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センター“かけはし”を設置し、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行います。

成年後見制度の利用を促進するため、市内で法人後見を行う法人を確保するための支援のあり方について、引き続き検討していきます。

障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。

障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、未然防止のため、関係機関をはじめ地域の民生委員・児童委員や地区福祉委員会との連携を深めます。

障害者差別解消支援地域協議会（障害者施策推進協議会があわせて所掌）の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めるとともに、庁内連絡会議において差別に関する相談や事例の収集、情報の共有を図るなど、全庁的な取り組みを推進します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔23101〕 日常生活自立支援事業の実施	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会での福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助について、より一層、制度の普及啓発や利用促進ができるよう支援する。	地域福祉課
〔23102〕 成年後見支援センターの運営	市社会福祉協議会への委託により、成年後見支援センター“かけはし”を運営し、制度利用についての相談や啓発活動、市民後見人の養成や支援などを行う。	地域福祉課
〔23103〕 成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及、啓発を図るため、市民等を対象に行われている講演会や出前講座などの実施を支援する。	地域福祉課
〔23104〕 成年後見制度の利用支援	障害福祉サービスの利用を希望する知的障がい者又は精神障がい者であって、後見人等の報酬など必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められた人に、その費用の全部又は一部を助成する。	障害福祉課
〔23105〕 法人後見に対する支援の検討	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討していく。	地域福祉課

施策	概要	担当所管
〔23106〕 計画的な後見制度 の利用推進【新規】	第5期地域福祉計画に基づき、成年後見制度の制度運用や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていく。	地域福祉課
〔23107〕 障がい者虐待に対する 相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行う。	障害福祉課
〔23108〕 障がい者差別の解消 に向けた取り組み	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談など各相談窓口において適切に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進める。また、市長が指導監督権限を有する事業分野について、担当所管において適切な権限行使に努める。	人権推進課 障害福祉課
〔23109〕 障がい者に対する 適切な配慮の実施	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進していく。	職員課 障害福祉課 教育総務課

基本目標 3

安心して暮らすためのサービスの充実

現 状

障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う総合的な相談窓口を市内3か所に設置しています。

障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行う計画相談支援を実施しています。

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス）、補装具費の支給、地域生活支援事業など、法令に基づく各種のサービスを実施しています。

障がい者の生活の安定のため、法令に基づき、特別障害者手当など各種手当を支給しています。

グループホームの整備促進を図るため、県とともに、グループホーム新規開設サポート事業補助を実施しています。

経済的負担を心配せずに必要な医療を受けることができるよう、自立支援医療の給付や、重度障がい者医療費助成などを実施しています。

課 題

地域生活への移行は、計画目標を大きく下回る水準で推移しているため、地域移行や地域定着に対する支援を身近な地域で受けることのできる体制を整備する必要があります。

地域での生活の場となるグループホームについては、量的な拡大とともに、障がいの程度が比較的重い人が利用できるホームの整備も求められています。

市内の相談支援体制は充実してきているものの、事業所間でのケース数の偏在や支援技術の差といった課題も顕在化しており、困難ケースへの対応を含めた事業所間の調整や事業所に対する指導、助言を行う中核的な相談支援機関の必要性が高まっています。

地域生活支援拠点の機能を有効に発揮させるためには、夜間や休日を含めた緊急時の相談支援に対応できる体制の整備が必要です。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の保健、医療、福祉が一体となった支援の仕組みづくりが求められています。

重点施策：地域移行・地域定着を進めるための体制整備

障がい者の自立を支援する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行に対する支援や地域生活を継続するための支援といった課題に対応したサービスを身近な地域で利用できる体制を整備する必要があります。

このため、地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行及び地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。

また、地域での暮らしの場となるグループホームの量的拡大や重度障がい者への対応を図るため、施設整備に対する支援策について検討するとともに、地域での暮らしの安心感を担保するため、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保していきます。

施策内容

〔31103〕基幹相談支援センター設置の検討
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談支援対応など総合的な支援を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。
〔32401〕グループホームの整備促進
障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。
〔32402〕地域生活支援拠点の設置
生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受け入れ体制の確保など、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行う。

市民の声

（アンケートやワークショップでのご意見から）

生活介護の施設が足りてないので増やしてほしい。サービスの向上やスタッフの充実を望む。

福祉サービスの認知度が低く、どこに相談すればよいかわからない。

困った時に相談できる所が分からない。

情報を得る場所がない。どのようなサービスがあるか、分かりやすくしてほしい。

1 . 相談体制と情報提供の仕組みの整備

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

施策の方向

障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。

地域における相談支援の中核な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔31101〕 計画相談支援の実施	障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	障害福祉課
〔31102〕 障がい者（児）相談支援事業の実施	市内3か所の相談窓口において、障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う。	障害福祉課
〔31103〕 基幹相談支援センター設置の検討 【新規】(再掲)	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談支援対応など総合的な支援を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。	障害福祉課

(2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

施策の方向

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員・児童委員など、障がい者を支援する各種専門職員等の適切な配置を行います。また、これらの人材の資質向上及び新しい障がい者福祉制度などへの理解を深めるための研修等を行い、障がい者や家族に対する相談、情報提供体制の充実を図ります。

地域福祉計画による施策とも連携を図りながら、身近な地域での相談、情報提供体制の整備に努めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔31201〕 身体障がい者及び知的障がい者相談員の配置	身体障がい者や、知的障がい者及びその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図るため相談員を配置する。	障害福祉課
〔31202〕 精神障がい者相談員の配置	県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置する。	障害福祉課
〔31203〕 民生委員・児童委員の配置	民生委員・児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。	地域福祉課
〔31204〕 地域での相談、情報提供体制の整備	身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、概ね各小学校区に、民生委員・児童委員など福祉の専門家による相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員・児童委員などに対し、障がい者に関する研修を実施する。	地域福祉課

2. 生活支援施策の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

施策の方向

障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援サービスの充実に努めます。

最重度の障がい者について、入院中の医療機関で重度訪問介護を利用できるようにします。

障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、定期的な居宅訪問等による支援を行う自立生活援助事業を実施します。

介護保険制度へ移行した障がい者が、移行前と同じ事業所を利用することができるよう、共生型サービス事業所の設置促進を図ります。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔32101〕 訪問系サービス事業の実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供できるよう努める。	障害福祉課
〔32102〕 日中活動系サービス事業の実施	生活介護、自立訓練、短期入所のサービスを提供し、障がい者の自立した社会生活や介護者等への支援を行う。	障害福祉課
〔32103〕 移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣する。	障害福祉課
〔32104〕 はんしん自立の家 ショートステイ事業の実施	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施する。	障害福祉課
〔32105〕 ひまわり荘の運営	主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施する。	障害福祉課
〔32106〕 日中一時支援事業の実施	障がい者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。	障害福祉課
〔32107〕 友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、民生委員・児童委員等との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的として、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。	地域福祉課

施策	概要	担当所管
〔32108〕 家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者の世帯（身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者で構成）に対し、戸別収集を実施する。	美化推進課
〔32109〕 療養介護の給付	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に対し、療養にあわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行う。	障害福祉課
〔32110〕 自立生活援助事業の実施【新規】	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。	障害福祉課
〔32111〕 共生型サービス事業所の設置促進【新規】	障害福祉サービスを利用していた障がい者が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進する。	障害福祉課 地域福祉課 介護保険課

(2) 福祉用具の普及促進

施策の方向

障がい者（児）を対象に福祉用具の給付等を行い、日常生活上の便宜を図り、地域社会での活動範囲を広げるなど、障がい者の社会生活上の可能性を広げるための支援を行います。

言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔32201〕 補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	障害福祉課
〔32202〕 日常生活用具の給付、貸与	障がいのある人が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付又は貸与を行う。また、必要に応じ、品目等の見直しを行う。	障害福祉課
〔32203〕 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成	言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成する。	障害福祉課

(3) 経済的支援策の推進

施策の方向

障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行することができるよう、一定の要件に該当する高齢の障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）します。

福祉施設通園費助成について、制度の安定的な運営や重点施策の推進を図る観点も踏まえ、そのあり方を検討していきます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔32301〕 特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。	障害福祉課
〔32302〕 外国人等障害者特別給付金の支給	国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度又は中度障がい者に給付金を支給する。	障害福祉課
〔32303〕 重度心身障害者（児）介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護する人に、介護手当を支給する。	障害福祉課
〔32304〕 特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に中度から重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。	こども支援課
〔32305〕 児童扶養手当の支給	18歳未満の児童（心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満）がいる家庭で、父又は母に極めて重度の障がいがある場合、父又は母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。	こども支援課
〔32306〕 高額障害者地域生活支援事業費の支給	同一世帯の障がい者（児）が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給する。	障害福祉課

施策	概要	担当所管
〔32307〕 介護保険サービスの利用者負担軽減【新規】	65歳に到達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していただいた高齢障がい者のうち、一定の要件に該当するものに対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する。	障害福祉課
〔32308〕 福祉施設通園費の助成	障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	障害福祉課

（４）居宅生活の支援

施策の方向

グループホームの整備を促進するため、引き続き、新規開設サポート事業補助を実施するとともに、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討していきます。

障がい者が地域生活を送るために必要な機能を複合的に備えた「地域生活支援拠点」において、市委託相談支援事業所との連携により、緊急時の受け入れ体制を確保します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔32401〕 グループホームの整備促進（再掲）	障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。	障害福祉課
〔32402〕 地域生活支援拠点の設置（再掲）	生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受け入れ体制の確保など、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行う。	障害福祉課
〔32403〕 障がい者向け住戸等の供給	市営住宅において、車いす利用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。	公営住宅課
〔32404〕 住宅改造費の助成	高齢者又は障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士、保健師、建築関係者等による指導を推進する。	障害福祉課 地域福祉課 介護保険課
〔32405〕 水洗便所等改造資金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成する。	給排水設備課

3 . 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

施策の方向

乳児や幼児については、乳幼児健康診査や保健指導等を通して、障がいの早期発見、早期療育に努めます。高齢者については、一人暮らし高齢者、引きこもり者などへの訪問指導を行い、障がい発生の予防に努めます。

中高年の障がい起因疾病を予防し、機能低下の予防や機能回復を図るための機能訓練事業を実施します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔33101〕 乳幼児健康診査後の相談等	乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、発達相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。	健幸政策課
〔33102〕 訪問指導、健康相談（生活習慣病予防）	障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。	健幸政策課
〔33103〕 機能訓練事業の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施する。また、介護予防担当所管と協力、連携しながら、老化等による機能低下の防止に努める。	健幸政策課
〔33104〕 介護予防事業の実施	65歳以上を対象に心身機能の低下防止に重点を置いた教室を行う。	介護保険課

(2) 障がい者医療の充実

施策の方向

自立支援医療の給付、福祉医療費及び重症心身障がい児（者）訪問看護療養費の助成などにより障がい者（児）の医療費負担の軽減を図ります。

医師会、歯科医師会などとの連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制や歯科医療体制の充実に努めます。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔33201〕 自立支援医療 （更生医療）の 給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がい者で、その障がい除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給する。	障害福祉課
〔33202〕 自立支援医療 （育成医療）の 給付	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がい除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。	障害福祉課
〔33203〕 自立支援医療 （精神通院）の 給付	県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給する。	障害福祉課
〔33204〕 福祉医療費の助 成	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の医療費の一部を助成する。	医療助成・年金課
〔33205〕 重症心身障がい 児（者）訪問看 護支援事業の実 施	自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児（者）が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成する。	障害福祉課
〔33206〕 障がい者（児） 歯科診療の実施	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施する。	健幸政策課

(3) 精神保健対策の推進

施策の方向

地域精神保健対策として、「心の相談」を実施し、心の健康づくりを推進します。

障がい児(者)地域生活・就業支援センターにおいて、精神障がい者をはじめ、障がい種別ごとのピアカウンセリングを実施するほか、自助グループの育成支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営する者に対する補助を実施します。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔33301〕 心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいを来すおそれのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。	障害福祉課
〔33302〕 自殺防止対策の推進	国の自殺総合対策大綱にある「いのちを支える」という理念をもとに、各関係機関との横断的な連携により、包括的、継続的な支援を行う。	地域福祉課
〔33303〕 健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。	障害福祉課
〔33304〕 精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係機関等との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、相談支援機能の充実に努めるため、市窓口や相談支援事業所に精神保健福祉士を配置する。	障害福祉課
〔33305〕 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、支援方法、役割などを協議する場を設置する。	障害福祉課

基本目標 4

障がい児支援の充実

現 状

障がい児にとって、適切なサービスを組み合わせる利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行う障害児相談支援を実施しています。

障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、補装具費の支給、地域生活支援事業など、法令に基づく各種のサービスを実施しています。

地域の中核的な療育支援機関として、児童発達支援センター「川西さくら園」を設置し、通所による専門的な療育を行うとともに、相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を行っています。

障がい児に対し、切れ目のない一貫した支援を行うために、本人の情報を集積することができる「きんたくんサポートファイル」を配布しています。

課 題

障害児通所支援や放課後等デイサービスについては、年次的に量的な充実が図られ、各事業者により多様なサービスが提供されていますが、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みが求められています。

医療的ケア児や重症心身障がい児が、身近な地域で必要な支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

障がい児の健やかな育成を支援するためには、母子保健施策のほか、保育所や認定こども園、放課後児童育成クラブなどの子育て支援施策及び教育施策と緊密に連携を図る必要があります。

障がい児を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などさまざまな分野に及ぶため、障がい児やその家族からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口が求められています。

障がいに対する理解を促進するためには、幼少期から、さまざまな場面で障がいのある人との交流の機会を持つ必要があります。

重点施策：医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)などに長期間入院したのち、引き続き、人工呼吸器や胃ろう⁵等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が増加しています。

このため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や情報共有を行うことにより、総合的な支援体制を構築していきます。

また、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の整備を図ります。あわせて、児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます。

施策内容

〔41108〕医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。

〔41109〕重症心身障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の整備を行うとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図る。

市民の声 (アンケートやワークショップでのご意見から)

まだ本人は幼いため、今後必要な支援が漠然としていて不安になる。障がい児を持つ親はどうしたらいいのか。軽度、重度関係なく、すべての人が分かりやすい資料配布や説明を受けたい。

学習障がいなどで困っている子は多く、加配の先生や支援学級の増設、学習スピードの配慮などをしてほしい。

学校の先生に対しても、発達障がいを理解するための研修を行ってほしい。

将来が不安。親は若くなく、本人はまだ小さい。お金もない。親が死んだあと、この子はどうなるだろうかと考えると不安しかない。

もっと子どもの障がいにも目を向けてほしい。親の交流の場などあればよい。

中学校では特別支援学級でお世話になったが、義務教育が終わり、教育面でも不安。相談センターも18歳までなので、それが終わったら不安。これからも積極的に情報を集めないといけないと思っている。

⁵ 「胃ろう」: 口から十分に栄養を摂ることができない人に、胃に穴をあけて専用のチューブを挿入し、直接栄養補給する方法

教育・療育環境の整備と交流教育の推進

(1) 療育体制等の充実

施策の方向

障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めるほか、障がい児に関する総合的な相談窓口の設置について検討します。

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、必要な見込量の確保に努めるとともに、県と連携し、市内での供給量との調和を図ります。

重度の障がいがあるために、外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う、居宅訪問型児童発達支援を実施します。

保育所等を利用する障がい児が集団生活に適應するための支援等を行う、保育所等訪問支援について、教育と福祉が連携を図り、円滑に実施できるよう努めます。

児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます。

医療的ケアが必要な障がい児に対し、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関と連携を図りながら、市内でのサービス提供体制を整備します。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔41101〕 障害児相談支援の実施	障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	障害福祉課
〔41102〕 障害児通所支援の実施	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施し、障がいのある子どもに対する日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力向上に必要な訓練など必要な支援を行う。	障害福祉課
〔41103〕 川西さくら園の運営	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がいや発達の状態に応じて、個別又は集団で各種訓練、指導及び保育等の療育を行うとともに、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。また、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行う。	障害福祉課

施策	概要	担当所管
〔41104〕 教育支援委員会、教育支援専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導について、調査、審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行う。	教育支援センター
〔41105〕 教育相談事業の実施	児童の心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。	教育支援センター
〔41106〕 障がい児の自然体験推進事業	自然とのふれあいや集団生活を通して、豊かな心情や社会性を養う。	教育支援センター
〔41107〕 サポートファイルの活用	支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。	障害福祉課 健幸政策課 教育支援センター
〔41108〕 医療的ケア児に対する支援体制の充実【新規】 （再掲）	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	障害福祉課
〔41109〕 重症心身障がい児に対する支援体制の整備【新規】 （再掲）	重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の整備を行うとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図る。	障害福祉課
〔41110〕 教育と福祉の協議の場の設置【新規】	障がい児支援が適切に行われるために、障がい者自立支援協議会や特別支援教育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図る。	障害福祉課 教育支援センター
〔41111〕 障がい児に関する総合相談窓口設置の検討【新規】	障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口の設置を検討する。	障害福祉課

(2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進

施策の方向

就学前の障がい児に対しては、保育所、幼稚園において、可能な限り障がい児を受け入れるよう努め、障がい児保育事業や幼稚園における特別支援教育を推進します。

就学年齢に達した障がい児に対しては、小・中学校において、障がい児の実態に応じた支援を行います。また、「障害者差別解消法」における合理的配慮の提供では、障がい児にあった設備備品の改善など教育環境の充実を図ります。

留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいの有無を問わずすべての児童は、小学6年生まで受け入れるほか、加配指導員の確保に努めます。

それぞれの保育施設や教育施設において、施設内での学級間交流や地域の学校、団体との交流などを促進し、障がいのある子どもとない子どもとの交流の機会を増やします。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔41201〕 障がい児教育・ 保育事業の実施	幼稚園・保育所・認定こども園などにおいて、集団の中で他の児童と関わり、それぞれの成長を促すとともに、児童の障がいの特性や発達に応じた教育・保育を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに、必要に応じて加配教員を配置するなど、可能な限り障がい児を受け入れる。	教育支援センター 幼児教育保育課
〔41202〕 小・中学校にお ける特別支援教 育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間の交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた支援を行い、設備備品の改善など教育環境の充実を図る。	教育支援センター 教育総務課
〔41203〕 特別支援学校に おける教育の実 施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。	教育支援センター
〔41204〕 留守家庭児童育 成クラブにおけ る障がいのある 児童の受け入れ	小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配指導員を配置する。	社会教育課

(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

施策の方向

教職員を対象に、障がい児教育、福祉教育に関する研修や講座を開催するとともに、特別支援教育実践集を作成し、教職員の資質向上と教育内容の充実を図ります。

施策内容

施策	概要	担当所管
〔41301〕 特別支援教育実践集の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。	教育支援センター
〔41302〕 特別支援教育に関する研修、講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修や講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。	教育支援センター